

令和8年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				存 否 応 答 拒 否	（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 7. 16	R8. 9. 14	・ 予算第二次経費の見積書の作成について（依頼）起案文書一式（平成9～令和8年度分） ・ 予算第二次経費の見積書の作成について（依頼）施行文（令和4年度及び令和6～令和8年度分） ・ 当初予算案及び最終補正予算案の提出について 起案用紙（平成9～令和5年度分） ・ 補正予算案の提出について 起案用紙（平成10年度9月及び平成26年度6月分） ・ 予算繰越計算書の作成及び議会への報告について 起案用紙及び予算繰越計算書の承認について（通知）（案）鑑文（平成7年度分及び平成9～令和6年度分）	338	1															財務局主計部財政課
2	R8. 7. 16	R8. 9. 14	・ 令和8年度予算原案 交通事業会計・高速電車事業会計・電気事業会計 ・ 「財政のあらまし」の発行に係る資料の提出について 起案一式（令和4年度下半期～令和7年度下半期分） ・ 「財政のあらまし」の発行に係る資料の提出について（回答）通知文（令和6年度下半期～令和7年度下半期分） ・ 令和8年度当初予算案及び令和7年度最終補正予算案の提出について 起案用紙 ・ 令和7年度当初予算案、令和6年度最終補正予算案及び令和7年度補正予算案の提出について 起案用紙 ・ 総括表（令和6年度） 高速電車事業会計 交通局	84		1									1				（7条6号） (1) 公にすることにより、公正な人事選考の実施や人事管理に支障をきたすおそれがあるため。 (2) 公にすることにより、適正な競争環境が阻害されるなど、契約事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (3) 業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	財務局主計部財政課

3	R8. 7. 16	R8. 9. 14	・ 第 1 回東京都議会議案(1) (平成9～令和8年分) ・ 第 1 回東京都議会議案(3) (平成12年分、平成17年分、 平成20年分及び令和6年分) ・ 第 1 回東京都議会議案(4) (平成9年分) ・ 第 2 回東京都議会定例会議 案(1)(平成26年分) ・ 第 3 回東京都議会定例会議 案(1)(平成10年分) ・ 公営企業会計予算説明書 (平成9～令和8年分) ・ 平成26年度公営企業会計補 正予算説明書(平成10年、平 成12年、平成17年、平成20 年、平成26年及び令和6年) ・ 繰越計算書(平成7年度及 び平成9年度～令和6年度 分) ・ 財政のあらまし(令和7年 6月、令和7年12月及び令和 8年6月分) ・ 東京都組織規程														東京都ホームページ、東京都議会図書館等において、閲覧することができるため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定する「都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている情報(略)と同一の情報」が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしない。	財務局主計部財政課	
4	R8. 9. 4	R8. 9. 17	監査事務局サイト掲載の結果 通知日令和5年5月18日 「東京都若年被害女性等支援 事業の各委託契約等は地方自 治法等に違反しているとし て、各委託料の返還を求める 住民監査請求監査結果」の43 頁に「当該文書に記載の公法 上の契約の定義について、都 の契約事務を総括する財務局 から意見聴取したところ」と 記載がある。ついては当該意 見聴取に関連して財務局が収 受又は提供した一切の文書。												1			請求に係る公文書は廃棄済みであり、現に保有していないため存在しない。	財務局経理部総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。